

議案第 84 号

狭山市下水道条例の一部を改正する条例

狭山市下水道条例（昭和 49 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項及び第 4 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 25 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

平成 25 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、公共下水道の使用料に転嫁する消費税に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。